

福井県地域警察の運営に関する訓令

平成19年3月2日
福井県警察本部訓令第8号

改正

平成19年3月28日本部訓令第19号 平成20年3月17日本部訓令第6号 平成22年3月19日本部訓令第14号
平成26年3月18日本部訓令第15号 令和2年3月4日本部訓令第12号 令和4年3月22日本部訓令第14号

福井県地域警察の運営に関する訓令を次のように定める。

福井県地域警察の運営に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 勤務及び運用

第1節 勤務の基準（第7条―第15条）

第2節 運用の基準（第16条―第23条）

第3節 警察署地域警察幹部等の職務（第24条―第28条）

第3章 通常基本勤務

第1節 通則（第29条―第38条）

第2節 交番、駐在所及び署所在地における勤務（第39条―第47条）

第3節 自動車警ら隊における勤務（第48条―第50条）

第4節 警備派出所における勤務（第55条―第57条）

第4章 指揮監督及び指導教養（第61条―第65条）

第5章 特別勤務及び転用勤務（第66条、第67条）

第6章 雑則（第68条―第71条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、福井県警察における地域警察の運営に関し、必要な事項を定め、精強な地域警察の確立に資することを目的とする。

（地域警察の任務）

第2条 地域警察は、地域の実態を掌握して、その実態に即し、かつ、住民の意見及び要望にこたえた活動を行うとともに、県民の日常生活の場において、常に警戒体制を保持し、すべての警察事象に即応する活動を行い、もって県民の日常生活の安全と平穏を確保することを任務とする。

2 地域警察官は、前項の任務を遂行するに当たっては、地域を担当する自覚と責任を持って、県民に対する積極的な奉仕を行い、県民との良好な関係を保持するとともに、管内の実態を的確に掌握するように努めなければならない。

（用語の定義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域警察官 地域警察勤務に従事する警察官をいう。
- (2) 地域警察幹部 地域警察官のうち、巡査部長以上の階級にある者をいう。
- (3) 交番所長 交番の活動をそれぞれ一体として効率的に行わせるため、その交番の長として配置された警部補以上の原則として日勤制の地域警察幹部をいう。
- (4) 所管区 交番、駐在所及び署所在地が管轄する区域をいう。
- (5) 受持区 所管区活動を行う地域警察官が、巡回連絡を担当する区域をいう。
- (6) 警ら用無線自動車警ら区 自動車警ら隊の地域警察官が警ら用無線自動車により機動警ら等を行う区域をいう。
自動車警ら隊の警ら区は、別に定めるところによる。
- (7) 地域警察勤務 地域警察官が、地域警察の任務を達成するために行う次に掲げる勤務をいう。
 - ア 担当する所管区、受持区その他特定の場所又は区域において、立番、見張、在所、警ら、巡回連絡等の勤務方法により行う勤務
 - イ 本部及び警察署の本署において、アに規定する勤務に従事する警察官に対する指揮監督及び指導教養に当たる勤務並びにこれらの勤務に関する企画、調査、連絡調整、書類の作成整理、統計事務等（以下「地域警察事務等」という。）に従事する勤務
 - ウ ア及びイの規定による通常の勤務を通じては地域警察の任務を達成しがたい場合において行う第66条に規定する勤務（以下「特別勤務」という。）
- (8) 通常基本勤務 地域警察官が、通常において基本として行うべき勤務方法で第12条に規定する勤務方法により行う地域警察勤務をいう。
- (9) 地域警察活動 地域警察官が、地域警察勤務を通じて行う活動をいう。
- (10) 警ら要点 所管区及び警ら用無線自動車警ら区において、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り及び警戒、警備等の対象として定められた主要な地点、地域及び区間をいう。
- (11) 警ら路線 所管区及び警ら用無線自動車警ら区において、管内の実情に応じ効果的警らができるように定めた路線（警ら要点を含む。）をいう。
- (12) 警察官立寄所 管内の実態把握及び住民との良好な関係を保持するとともに、犯罪等の予防のために地域警察官が立ち寄る場所として定められた金融機関、民家その他の施設をいう。
- (13) 勤務基準 本部の地域課長、自動車警ら隊長及び署長（以下「署長等」という。）が、第2章第1節の規定により、管内の実態を勘案して、個別の交番、駐在所、署所在地及び警備派出所ごとに勤務方法別の勤務時間の割り振りその他勤務の基準について定めたものをいう。
- (14) 交番相談員 地域警察活動について知識及び経験を有し、かつ、一定の要件に該当する者のうちから警察本部長（以下「本部長」という。）が会計年度任用職員として任命したものをいう。
- (15) 臨時交番相談員 地域警察活動について知識及び経験を有し、かつ、一定の要件に

該当する者のうちから本部長が会計年度任用職員として任命したものをいう。

(勤務種別)

第4条 地域警察官の勤務種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交番勤務（臨時交番勤務を含む。以下同じ。）
- (2) 署所在地勤務
- (3) 駐在所勤務
- (4) 移動交番車勤務
- (5) 自動車警ら隊勤務
- (6) 警備派出所勤務
- (7) 地域警察事務等勤務
- (8) 鉄道警察隊勤務
- (9) 水上警察隊勤務

(制服の着用)

第5条 地域警察官は、常に制服を着用して勤務しなければならない。ただし、署長等が、特に必要があると認めて指定し、又は承認した場合は、この限りでない。

(警部以上を配置する交番)

第6条 警部以上を配置する交番の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 管内にターミナル又は繁華街を有するなど、事件事故が多岐にわたり、その処理や措置に高度の判断を要する場合
- (2) 警察署から遠隔地にあり、一次的に迅速で的確な現場措置を行う必要がある場合
- (3) 本部長が管内の治安情勢により必要と認める場合

第2章 勤務及び運用

第1節 勤務の基準

(勤務制)

第7条 地域警察官の勤務制は、交替制、駐在制及び日勤制とする。

- (1) 交替制は、福井県警察職員の勤務時間に関する訓令（平成7年福井県警察本部訓令第10号。以下「勤務時間訓令」という。）別表3の3交替制勤務とする。
- (2) 駐在制は、勤務箇所の施設に居住し、勤務時間訓令別表3の毎日制勤務とする。
- (3) 日勤制は、勤務時間訓令別表3の毎日制勤務とする。

(勤務制の指定)

第8条 勤務制の指定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交番 交替制又は日勤制
- (2) 署所在地 交替制又は日勤制
- (3) 駐在所 駐在制又は日勤制
- (4) 移動交番車 日勤制
- (5) 自動車警ら隊 交替制又は日勤制
- (6) 警備派出所 交替制又は日勤制
- (7) 地域警察事務等 交替制又は日勤制
- (8) 鉄道警察隊及び水上警察隊については、別に定める。

2 署長等は、管内の治安情勢その他の事情から前項の勤務制によりがたいときは、本部

長の承認を受けて、変更することができる。

(班の編成等)

第9条 警察署に交替制の交番が2以上ある場合は、当務ごとの勤務員を班として編成し、運用するものとする。この場合において、呼称は1班、2班、3班等とする。

(勤務時間)

第10条 地域警察官の勤務時間は、勤務時間訓令の規定による。

2 通常勤務を除く勤務制別の勤務時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交替制勤務 当番日は15時間30分とし、日勤日は7時間45分とする。
- (2) 駐在制勤務 1日7時間45分とする。
- (3) 日勤制勤務 1日7時間45分とする。

3 署長等は、必要と認めるときは、地域警察官に対し、前項の勤務時間を超えて勤務を命ずることができる。

(勤務の開始及び終了の時刻)

第11条 地域警察官の勤務開始及び終了時刻は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、日勤の時差勤務については、別に定めるところによる。

(1) 交替制勤務

ア 当番 勤務開始時刻は午前9時、勤務終了時刻は翌日午前9時とする(休憩8時間30分を含む)。

イ 日勤 勤務開始時刻は午前9時、勤務終了時刻は午後5時45分とする(休憩1時間を含む)。

(2) 駐在制勤務 勤務開始時刻は午前8時30分、勤務終了時刻は午後5時15分とする(休憩1時間を含む)。

(3) 日勤制勤務 勤務開始時刻は午前8時30分、勤務終了時刻は午後5時15分とする(休憩1時間を含む)。

2 前項の勤務時間を超えることとなった時間は、前項の勤務開始及び終了時刻を繰り下げ、又は繰り上げて調整し、拘束時間の短縮を図るものとする。

(勤務方法及び勤務方法ごとの勤務時間)

第12条 地域警察官の勤務種別ごとの勤務方法及び勤務方法別の勤務時間の割り振り基準(以下「勤務時間の基準」という。)は、おおむね次表のとおりとする。ただし、署長等は、管内の実態を勘案して、勤務種別ごとに勤務時間の基準を定めることができる。

勤務種別	勤務日(時間)	勤務方法	時間
交番勤務 (臨時交番を含む)	当番(15時間30分)	点検指示 ・訓練等	おおむね1時間
		立番	1~3時間
		見張	1時間
		在所	1~2時間
		警ら	6~11時間
		巡回連絡	1~3時間

	日勤（7時間45分）	点検指示 ・訓練等 立番 在所 警ら 巡回連絡	おおむね1時間 1～2時間 1時間 1～4時間 1～3時間
署所在地勤務	当番（15時間30分）	点検指示 ・訓練等 在所 警ら 巡回連絡	おおむね1時間 1～4時間 8～13時間 1～3時間
	日勤（7時間45分）	点検指示 ・訓練等 在所 警ら 巡回連絡	おおむね1時間 1時間 3～5時間 1～3時間
駐在所勤務	日勤（7時間45分）	在所 警ら 巡回連絡	おおむね1～2時間 3～6時間 1～3時間
移動交番車勤務	日勤（7時間45分）	点検指示 ・訓練等 警ら 在所	署長等が認める時間
自動車警ら隊勤務	当番（15時間30分）	点検指示 ・訓練等 機動警ら 待機	おおむね1時間 11～14時間 1～4時間
	日勤（7時間45分）	点検指示 ・訓練等 機動警ら 待機	おおむね1時間 5～6時間 1～2時間
警備派出所勤務	当番（15時間30分）	点検指示 ・訓練等 立番 在所 警ら	おおむね1時間 1～2時間 1～4時間 9～13時間

	日勤（7時間45分）	点検指示 ・訓練等 立番 在所 警ら	おおむね1時間 1～2時間 1時間 4～5時間
--	------------	--------------------------------	--------------------------------------

2 署長は、駐在所勤務及び日勤制勤務の勤務員に対して、必要と認める場合に、1週間に3時間ないし6時間の夜警らを命ずることができる。この場合において、勤務時間の調整を行うものとする。

3 地域警察事務等、鉄道警察隊及び水上警察隊の勤務時間の基準は、別に定めるところによる。

（勤務の運用）

第13条 署長は、次の各号に掲げるところにより、前条に規定する勤務方法を定めることができる。

(1) 所管区及び受持区の面積、人家の密集等から、警らと巡回連絡を合わせて行うことが適当と認める場合は、警らと巡回連絡の勤務時間を合わせて、「警ら・巡回連絡」とすることができる。

(2) 交番において、在所及び見張に代えて、立番を行うことが適当であると認める場合は、在所及び見張に代えて、立番とすることができる。

(3) 署所在地又は駐在所において、特に必要があると認める場合は、在所の勤務時間の中から、一定の時間を立番又は見張に充てることができる。

(4) 冬季においては、立番の勤務時間を減じて、見張に代えることができる。

(5) 1当務3人以上の交番については、最低1人の地域警察官が、立番、見張、在所の勤務に当たるよう割り振るものとする。

（勤務を要しない日の指定）

第14条 署長等は、地域警察官に対し、原則として4週間につき8日の勤務を要しない日を指定するものとする。この場合、交替制勤務の地域警察官については、日勤日を指定するものとし、当番日は指定しないものとする。

2 前項の指定に当たっては、地域警察官数、地域特性、曜日等を勘案して効果的な地域警察運営が行われるように配慮しなければならない。

3 地域警察官に、勤務を要しない日に勤務を命ずる必要があるときは、勤務を要しない日の変更を行うものとする。

（勤務基準策定に当たっての留意事項等）

第15条 署長等は、交番、駐在所又は署所在地（以下「交番、駐在所等」という。）ごとの勤務基準を定めるに当たっては、次の各号の事項に留意するものとする。

(1) 交番及び複数駐在所については、来訪者が多いと予想される時間帯において、立番、見張又は在所の勤務方法に従事する地域警察官を確保するとともに、交番相談員及び臨時交番相談員（以下「交番相談員等」という。）を有効に活用すること。

(2) 巡回連絡を確実に実施することができるように、勤務時間の確保に努めること。

(3) 立番は、交番の位置、人の往来その他の交通状況等を考慮し、その効果の高いと認められる時間帯に割り振りすること。

- (4) 交番勤務の立番又は見張の割り振りについては、立番を優先することとし、見張は警らの終了直後等の時間に割り振りすること。
- (5) 連続して立番、見張り又は在所の勤務方法に従事する時間は、原則として最低1時間とすること。
- (6) 各勤務方法を繰り返して行う場合の時間は、次のとおりとする。
 - ア 警ら、巡回連絡、機動警ら及び検問を連続して実施する場合は、4時間以下とすること。
 - イ 待機を連続して実施する場合は、2時間以下とすること。
 - ウ 勤務員が複数の場合、事案等に複数で対応できるように、休憩時間を調整するとともに、夜間（午後8時から翌日午前5時まで）の休憩時間の合計は、最高5時間までとすること。ただし、連続しての休憩時間は3時間までとすること。
- 2 個々の交番、駐在所等ごとの勤務基準について、季節ごとに定めることが適当であると認めるときは、季節ごとに勤務基準を定めることができる。
- 3 勤務基準を定めるに当たっては、所管区等の実態に即したものとするため、交番、駐在所等の勤務員の意見を適切に反映させるとともに、勤務員に自主的な勤務をさせるために必要と認めるときは、個人別の勤務基準を定めることができる。
- 4 個別の交番、駐在所等ごとの運用の基準を定めたとき、又は見直したときは、その内容を本部長に報告すること。

第2節 運用の基準

(連携)

第16条 署長等は、交番、駐在所等及び自動車警ら隊を相互に連携させるとともに、通信指令課、警察署通信室及び警察用船舶の機能を活用し、地域警察の効果的な運用を図らなければならない。

(ブロック運用)

第17条 署長は、管内の治安情勢等を勘案し必要があると認める場合は、所管区相互が隣接する2以上の交番、駐在所等を結合し、その結合した区域（以下「ブロック」という。）において、これら交番、駐在所等の地域警察官を統合的に運用（以下「ブロック運用」という。）することができる。

- 2 署長は、前項の規定によるブロック運用を行うときは、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) ブロック運用する交番、駐在所等
 - (2) ブロックの拠点となる交番、駐在所等
 - (3) ブロック運用の方法及び期間
 - (4) その他参考事項
- 3 署長は、第1項のブロック運用を行うときは、当該ブロックにおける拠点となる交番、駐在所等の地域警察官の中から、当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者（以下「ブロック長」という。）を指定するものとする。
- 4 ブロック長は、署長の命を受けて、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 効率的なブロック活動を推進するための立案及び指導教養
 - (2) ブロック内勤務員の勤務及び事務処理の調整

- (3) ブロック内勤務員の指導監督及び指導教養
- (4) ブロック内における事件事故発生時の初動的な指揮
(地域警察官の運用)

第18条 署長等は、地域警察官の配置を行うに当たっては、年齢、資質、能力、経験、在任期間等を考慮し、配置運用の適正を図らなければならない。

(運用の基準)

第19条 署長は、地域警察官の効率的な運用を図るため、個別の交番、駐在所等ごとに次の各号に掲げる必要な事項を内容とする運用の基準を定めるものとする。

- (1) 班の編成
- (2) 受持区
- (3) 勤務基準
- (4) 警ら要点及び警ら路線
- (5) 警察官立寄所
- (6) 移動交番車の運用区域
- (7) その他運用上必要な事項

(警ら要点及び警ら路線)

第20条 署長は、警ら要点及び警ら路線の設定に当たっては、地域の特殊性や住民の要望その他管内の事件事故等の実態を勘案し、最も効果的な場所及び路線を選定しなければならない。

2 署長は、警ら要点及び警ら路線の適当な場所に警ら箱（別図）を設置し、警ら表（別記様式第1号）を置くことができる。

3 地域警察官は、警らの際、前項の警ら表に時刻を記載して署名するものとする。

(月間活動計画)

第21条 署長等は、地域警察活動を計画的に行うため、次の各号に掲げる事項を内容とする月間活動計画を定めなければならない。

- (1) 日ごとの実働人員及び勤務配置
- (2) 活動重点及び着眼点
- (3) 指揮監督及び指導教養の重点
- (4) 駐在制勤務員の夜間警らの指定
- (5) 行事予定その他地域警察活動に必要な事項

2 署長等は、前項の計画を地域警察活動計画表（別記様式第2号）に記載して、所属の警察官に周知徹底しなければならない。

3 署長等は、前項の計画表を、毎月5日までに本部地域課に報告しなければならない。

(毎日の勤務配置)

第22条 署長等は、月間活動計画に基づき、各日ごとに地域警察官の配置を行い、自ら又は副署長、地域警察幹部及び地域警察幹部以外の幹部をして、次の各号に掲げる事項を指示しなければならない。

- (1) 月間活動計画に基づき当日実施すべき事項
- (2) 住民の要望や事件事故の発生状況等活動に必要な事項
- (3) その他活動に当たって配慮すべき事項

2 署長等は、前項の勤務配置を行うに当たっては、活動計画一覧表（別記様式第3号）を作成しなければならない。

3 地域警察官は、第1項の指示に基づくほか、必要があると認める場合は、事前に本署の地域警察幹部の承認を得て、自主的に活動重点を定めることができる。

（勤務変更）

第23条 地域警察官は、勤務基準によっては、効率的な地域警察活動ができないと認めるときは、署長等の承認を得て勤務変更することができる。この場合において、事件事故等の発生等緊急を要し事前に承認を受けるいとまがないときは、事後直ちにその旨を署長等に報告しなければならない。

第3節 警察署地域警察幹部等の職務

（地域警察幹部の職務）

第24条 地域警察幹部は、署長の命を受けて、それぞれ当該各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 地域官及び地域課長

- ア 地域警察運営に関する企画及び立案
- イ 地域警察官の指揮監督及び指導教養
- ウ 地域警察官の配置運用
- エ 地域警察官の徒歩、自転車及び自動車による警らの実態把握と運用
- オ 地域警察官の勤務及び活動の評価
- カ 地域警察における事件管理
- キ 各課及び係との連絡調整

(2) 地域係長

- ア 地域警察官の指揮監督及び実践的指導教養
- イ 地域警察に関する調査統計
- ウ 応急的な地域警察官の配置運用
- エ 事件事故発生時の初動的な現場活動及び現場指揮
- オ 地域警察官の事件処理の指導教養
- カ その他の地域警察活動の率先処理

(3) ブロック長

- ア 効率的なブロック活動を推進するための立案及び指導教養
- イ ブロック内勤務員の勤務及び事務処理の調整
- ウ ブロック内勤務員の指導監督及び指導教養
- エ ブロック内における事件事故発生時の初動的な指揮

(4) 交番所長

- ア 事件事故の処理その他の地域警察活動の率先処理
- イ 所管区における地域警察活動の重点及び推進要領の策定
- ウ 地域の実情に応じた勤務員の弾力的運用
- エ 勤務員が行う地域警察活動に対する指揮監督
- オ 個々の勤務員の能力個性等を踏まえ、現場に即した具体的な指導教養
- カ 他の交番、駐在所等との連絡調整

キ 関係機関・団体との連絡調整

(班長及び車長)

第25条 署長等は、1 当務に 2 人以上の地域警察官が配置されている交番、署所在地及び警備派出所に班長を、警ら用無線自動車に車長（以下「班長等」という。）を、それぞれ交替制ごとに置かなければならない。

2 班長等は、巡査部長以上の者（巡査部長以上の者を配置できない場合は巡査長とし、巡査長を配置できない場合は巡査のうちの適任者とする。）を充てるものとする。

3 班長等は、相互に緊密な連携を保ち、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務場所を同じくする勤務員（以下「相勤員」という。）に対する指揮監督及び指導教養（巡査長又は巡査にあつては助言指導）
- (2) 相勤員相互間の融和及び協調
- (3) 相勤員の勤務及び事務処理の調整
- (4) 勤務場所における施設、装備資器材、書類等についての保守管理
- (5) 勤務交代時の引継ぎに間隙を生じさせないための適切な措置

(交番連絡責任者)

第26条 署長は、交番所長が配置されていない交番に、交番連絡責任者を置かなければならない。この場合においては、当該交番に班長が置かれているときは、班長のうちから適任者をこれに充てるものとする。

2 交番連絡責任者は、班長の職務のほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 班を異にする勤務員相互間の連携
- (2) 事務分担、事務引継等の事務処理に関する調整
- (3) 隣接する交番、駐在所等との連携
- (4) 所管区内の関係機関・団体等との連携

(地域警察幹部以外の幹部の職務)

第27条 地域警察幹部以外の幹部は、地域警察官に対し、その所掌する事務に関し、地域警察活動に必要な事項について指導教養を行うものとする。

(当直責任者の職務)

第28条 当直責任者は、交替制勤務、駐在制勤務及び日勤制勤務の地域警察官の指揮監督に当たる地域警察幹部が不在の場合においては、これらの地域警察官を指揮監督するものとする。

第3章 通常基本勤務

第1節 通則

(勤務要領)

第29条 地域警察官は、勤務場所において、次の各号に掲げる場合を除き、第2章第1節の規定により定められた勤務基準に従い、勤務を行わなければならない。

- (1) 第23条の規定により勤務変更をする場合
- (2) 第66条の規定により特別勤務を行う場合
- (3) 第67条の規定により転用勤務に従事する場合

(活動記録)

第30条 地域警察官は、地域警察活動日誌等（以下「活動日誌」という。）に勤務中取り扱った事項をその都度記録しなければならない。

2 前項に規定する活動日誌の様式及び記載方法については、別に定めるところによる。
（活動状況等の報告）

第31条 署長は、月間における活動実績を、地域警察官実績管理システムにより、翌月の10日までに本部地域課に報告するものとする。

（資料の整理保管）

第32条 地域警察活動に必要な資料（別記様式第4号から別記様式第9号まで）は、常に活用できるよう整理保管しておかなければならない。

（事件事故に対する初動活動）

第33条 地域警察官は、事件事故の処理に当たっては、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等現場における初動的な活動を迅速に行わなければならない。

2 前項に規定する初動的な活動の範囲は、別に定めるところによる。

3 第1項の措置を行うに当たっては、事案の内容に応じ、必要な事項を本署、隣接の交番、駐在所等に連絡するとともに、自動車警ら隊と緊密に連携しなければならない。

（厳正な勤務）

第34条 地域警察官は、夜間（日没から日の出まで）の警ら及び立番を行うに当たっては、原則として警棒を把持して勤務しなければならない。

2 地域警察官は、原則として休憩時間以外は、着帽して勤務しなければならない。

3 耐刃防護衣の着用については、別に定めるところによる。

（勤務交替時の引継ぎ）

第35条 地域警察官は、勤務を交替するときは、勤務場所又は本署において相互に面接し、引継書（別記様式第4号）により必要な事務の引継ぎを迅速確実に行わなければならない。

（勤務部署を離れるときの処置）

第36条 地域警察官は、勤務その他の用務のため部署を離れようとするときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 公文書、警察活動に関する書類及び重要物件は、鍵のかかる箇所に保管し、その他の物件等は所定の場所に納めておくこと。

(2) 行先、用件、帰所予定時刻及び連絡方法を本署の地域警察幹部又は当直責任者及び相勤員に伝えておくこと。

(3) 不在時案内板、不在転送装置の作動等来訪者の利便を図る措置を講ずること。

（休憩）

第37条 地域警察官は、定められた場所において休憩を行うものとする。

2 休憩中に拳銃を外すときは、拳銃保管庫に入れて、保管しなければならない。

3 休憩中に事件事故等の事案が発生した場合は、直ちに受理し、必要な措置を講じなければならない。

（会議出席等の報告）

第38条 地域警察官は、所管区内等における会議、研修会等に参加する場合には、事前に本署の地域課長に書面又は口頭で報告しなければならない。

第2節 交番、駐在所及び署所在地における勤務

(所管区責任及び受持責任)

第39条 交番、駐在所等に勤務する地域警察官は、地域社会の実態を掌握し、地域に溶け込んだ地域警察活動を行うことにより、所管区（第17条第1項の規定によるブロック運用を行う場合は、同項に規定するブロックとする。以下この条及び第42条において同じ。）について共同して地域警察の任務を遂行する責任を有する。

2 受持区を担当する地域警察官は、当該受持区について前項の責任を有する。

(立番、見張及び在所)

第40条 立番は、原則として、施設外の適当な場所に位置して、立って警戒して諸願届の受理等に当たるとともに、積極的に不審者に対する職務質問、通行人等に対する声かけ及び車両検問を実施するものとする。

2 見張は、交番の施設内の出入口付近に位置して警戒に当たるとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

3 在所は、施設内において、諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成整理並びに装備資機材及び施設の点検整備等を行い、併せて外部に対する警戒に当たるものとする。

4 前3項の立番、見張及び在所に際しては、市民応接を丁寧迅速に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うことなどにより、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

5 立番は、地域における交番の存在感を強め、犯罪の抑止機能を向上させるため、通勤・通学時間帯等通行量の多い時間帯を中心に実施するものとする。

(駐留警戒)

第41条 駐留警戒は、警らの途中又は立番より効果があると認められる場合において、立番に代わって駅、交通要点、繁華街その他人が多く集まる場所や犯罪が多発する場所に一定時間駐留して地域住民の安心感を醸成し、警察事象に即応する態勢をとるほか、子どもに係る犯罪を未然に防止するため、小学校の付近、通学路等において警戒に当たるものとする。

2 駐留警戒に際しては、第40条第4項の規定を準用する。

(警ら)

第42条 警らの出発及び帰所並びに事件事務等の処理に際しては、本署の地域警察幹部又は当直責任者に報告すること。

2 警らは、所管区内を通常、定線又は乱線の方法で巡行して、管内状況の掌握に努めなければならない。

3 警ら中は、不審者に対する積極的な職務質問による犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導、危険の防止、市民に対する保護、助言及び指導等に当たるなど地域警察官として現場執行力を発揮しなければならない。

4 警らに当たっては、携帯無線機を活用し、徒歩又は自転車によって行うものとする。ただし、所管区の面積、地形等の状況、治安状況等を勘案して必要であると認められるときは、警ら用無線自動車、小型警ら車又は自動二輪車を使用することができる。

5 警らに際しては、第40条第4項の規定を準用する。

(警察官立寄所)

第43条 交番、駐在所等に勤務する地域警察官は、警ら中、警察官立寄所へ随時立寄り、諸願届の受理、防犯指導等を行うとともに、治安上必要な情報の収集に当たるものとする。

(巡回連絡)

第44条 巡回連絡は、規則第20条の定めによるほか、別に定めるところによる。

2 巡回連絡に際しては、犯罪の予防、災害事故の防止等に必要な指導連絡を必ず行い、訪問先の協力を得て必要事項を聴取して巡回連絡カードを作成し、又は補正しなければならない。

3 前項に規定する巡回連絡カードの様式及び記載方法については、別に定めるところによる。

(団地等における特例)

第45条 署長は、団地その他人口増加の著しい地域等において必要がある場合は、移動交番車又は臨時交番により交番、駐在所等の所管区活動を補うものとする。

2 移動交番車及び臨時交番勤務の在所については、第40条の規定を、同じく警らについては第42条の規定を準用する。第42条中「所管区」とあるのは、「団地その他人口の増加の著しい地域」と読み替えるものとする。

(実態掌握と資料化)

第46条 地域警察官は、所管区、受持区等の実態を掌握した結果をその都度備付簿冊等に所要の事項を記載又は補正し、所管区活動に活用するとともに、必要事項を署長に報告しなければならない。

2 地域警察官以外の警察官は、勤務を通じて把握した事項のうち所管区活動上必要な事項を当該所管区の地域警察官に連絡しなければならない。

(地域安全情報の提供)

第47条 地域警察官は、地域住民の日常生活の安全と平穏を確保するため、地域住民に提供することが適当な情報を選定して、当該地域安全情報を地域住民に積極的に提供するように努めなければならない。

第3節 自動車警ら隊における勤務

(活動の基本等)

第48条 自動車警ら隊の地域警察官の活動については、別に定めるところによる。

(機動警ら)

第49条 機動警らは、警ら用無線自動車を活用して、警ら用無線自動車警ら区を巡行することにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

2 機動警らに際しては、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

3 機動警らは、原則として2人1組を単位として行うものとする。

(待機)

第50条 待機は、署長等が指定した場所において行うものとする。

2 待機中は、事件事故が発生した場合に即応できる態勢を保持しつつ、警ら用無線自動車、無線機器その他の装備資機材の点検整備及び書類の作成に当たるものとする。

第 51 条から第54条まで 削除

第 4 節 警備派出所における勤務

(活動の基本)

第55条 警備派出所に勤務する地域警察官は、担当区域において必要な警戒警備を行い、交番、駐在所等の所管区活動を補うとともに、諸願届の受理等の活動を行うものとする。

(警戒警備)

第56条 警戒警備は、警戒警備を要する対象の区域及び施設について、その周辺の巡回、駐留等の方法により警戒し、又は警備するものとする。

(警備派出所の勤務基準)

第57条 警備派出所の勤務基準は、第 7 条、第 8 条、第 1 0 条、第 1 1 条及び第 1 2 条を準用する。

第58条 削除

第59条 削除

第60条 削除

第 4 章 指揮監督及び指導教養

(幹部会議等)

第61条 署長等は、地域警察の効率的な運営を図るため、毎月 1 回以上幹部会議を開くものとする。

2 署長等は、毎月 1 回以上地域警察官を招集し、勤務及び活動重点の指示並びに指導教養を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、地域警察幹部以外の幹部にその所掌する事務について指導教養及び訓練を行わせるものとする。

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第62条 地域警察幹部は、地域警察官を指揮監督及び指導教養する場合には、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 個々の地域警察官の勤務実態を的確に掌握し、能力個性に応じて具体的かつ明確な指示を行うとともに、当該地域警察官が地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動に取り組むように十分配慮すること。
- (2) 職務遂行に必要な知識及び技能を習得させ、またその向上を図るため、地域警察官の資質、個性等に応じて、実務に即し、実践的に行うこと。
- (3) 犯罪等への対決姿勢を堅持し、いかなる場面においても自信を持って犯人を制圧逮捕できるような強靱かつ積極的な職務を遂行すること。
- (4) 親切、公平及び迅速な職務執行に心がけ、適切な市民応接を実践すること。

(巡視)

第63条 署長は、地域警察の効率化及び適正化を図るため、自ら又は本署の幹部のうち警部補以上の階級にある者に命じて、交番、駐在所等その他必要と認める勤務場所の巡回による指揮監督及び指導教養（以下「巡視」という。）を、計画的に行わなければならない。

2 地域警察幹部のうち警部補以上の階級にある者は、自ら警らする心構えをもって、地域警察官、交番相談員その他必要と認める警察職員の厳正な勤務、地域に密着した活動等の確保について積極的に巡視を行わなければならない。

3 地域警察幹部以外の幹部のうち警部補以上の階級にある者は、地域警察官の実務能力の向上を図るため、巡視を行い、その所掌する事務について指導を行わなければならない。この場合において、巡視を通じて掌握した管内情勢及び地域警察官の活動状況のうち、必要と認める事項については、地域官又は地域課長を経て署長に報告するものとする。

4 巡視の実施要領については、別に定めるところによる。

第64条 削除

(地域警察官の評価)

第65条 地域警察官の勤務及び活動の評価は、別に定めるところによる。

第5章 特別勤務及び転用勤務

(特別勤務)

第66条 地域警察官は、署長等から命ぜられ、又は自ら必要と認めるときは、第23条に規定する手続を経て、次の各号に定める特別勤務を行うものとする。

- (1) 所管区内において特別の治安情勢があつて必要と認められる場合において、犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締り等の活動を行うこと。
- (2) 所管区内において住民の行う防犯、交通安全その他の地域諸活動への支援若しくは協力を行い、又は住民と共同でこれらの活動を行うこと。
- (3) 緊急配備のための活動を行うこと。
- (4) 現場臨場、捜索救助その他事件事故等の事案の処理のための活動を行うこと。
- (5) 雑踏警備、交通機関への警乗その他の警戒警備の要員として活動すること。
- (6) 警ら用無線自動車等の補助勤務を行うこと。
- (7) その他地域警察の所掌事務に関する事務及び活動を行うこと。

(転用勤務)

第67条 署長等は、警察署の規模、発生した事件事故等真にやむを得ない場合のほか、地域警察官を転用勤務に従事させてはならない。

2 署長等は、地域警察官を7日以上転用勤務に従事させる場合は、転用勤務承認申請書(別記様式第10号)により本部長の承認を受けなければならない。

第6章 雑則

(欠員及び兼務の報告)

第68条 署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ本部の地域課長を経て、本部長の承認を受けなければならない。

- (1) 地域警察官を他の課(係)へ配置換えし、欠員を生じさせるとき。
- (2) 地域警察官を他の課(係)の業務と兼務させるとき。

(廃止交番等施設の活用)

第69条 廃止交番又は廃止駐在所の施設については、警察官立寄所又はその他の警察活動に活用することができる。

(交番相談員等の職務)

第70条 交番相談員等の職務及びその範囲については、別に定めるところによる。

(細則の制定)

第71条 署長は、第13条、第17条、第19条、第45条及び第63条に規定するもの

その他この訓令の施行について必要な細則を定めるものとする。

2 署長は、前項の細則を定め、又は変更しようとするときは、本部地域課と協議しなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年3月9日から施行する。

附 則（平成19年3月28日福井県警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月17日福井県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成22年3月19日福井県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月18日福井県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成26年3月28日から施行する。

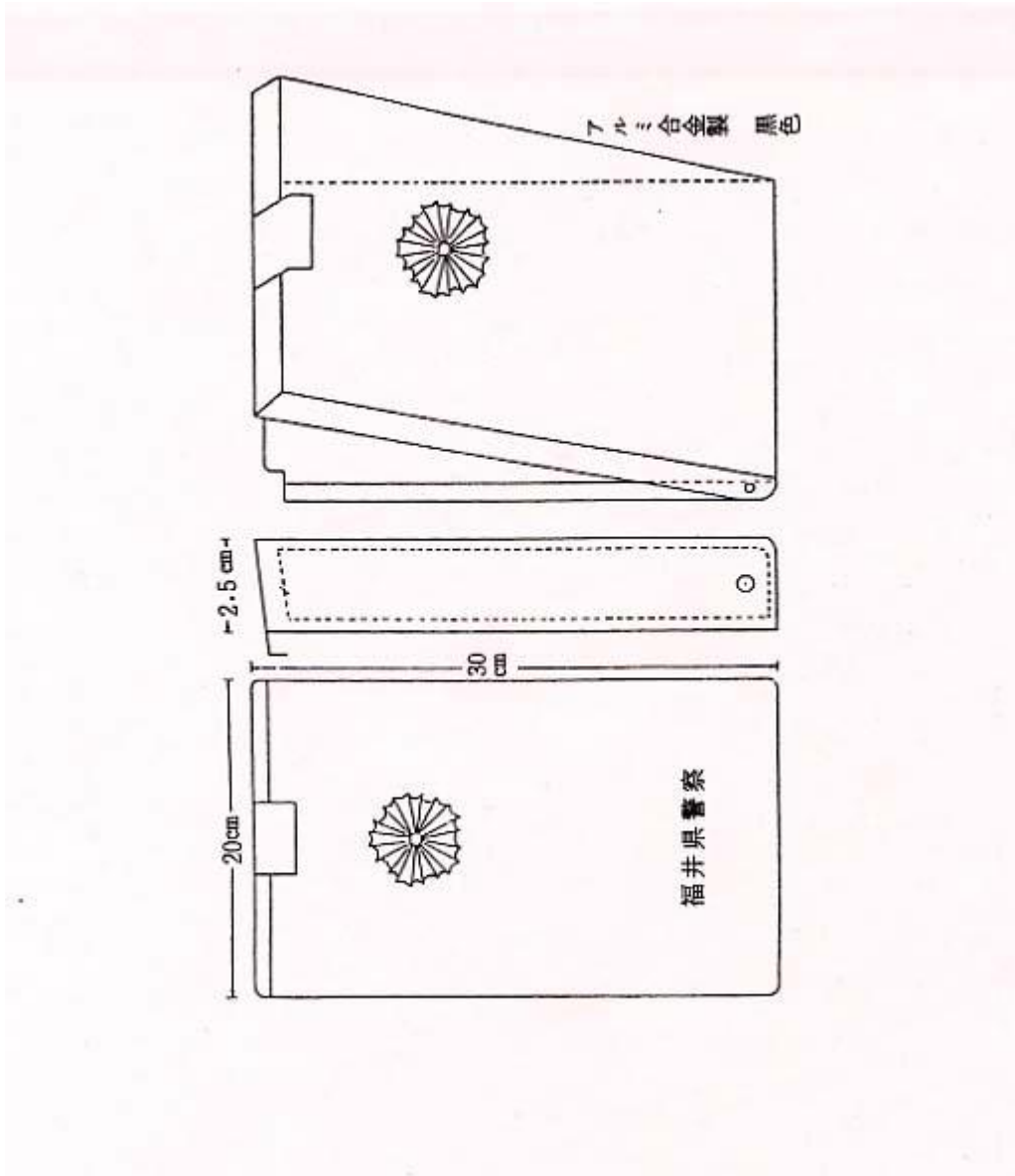
附 則（令和2年3月4日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和2年3月16日から施行する。ただし、第3条第1項第14号の改正規定及び同項第15号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日福井県警察本部訓令第14号）

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

別図



別記様式省略